

平成25年4月から国民年金に任意加入されている
60歳以上65歳未満の方も
国民年金基金に加入できるようになりました！

日本医師・従業員 国民年金基金

「豊かな老後」へのプレゼント



**老後に
プラス** **ダブル
Wの
税制メリット**

掛金は65歳まで払込
(全額社会保険料控除の対象)

給付は65歳から
(公的年金等控除が適用)

日本医師・従業員国民年金基金とは

医師や従業員の方々が、ゆとりある老後を過ごしていただけるように、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せをした年金をお支払いする公的な年金制度です。

加入できる方は

国民年金基金は、これまで国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる制度でしたが、国民年金法の一部改正により、平成25年4月1日から60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入*されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。

60歳までの制度にご加入されている場合も新たにお申込みが必要です。

- 国民年金任意加入被保険者の方
- 診療所・病院・老人保健施設等、医業に従事している
医師および従業員の方（従業員にはご家族従業員も含まれます）

* 国民年金の任意加入制度は、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合、お住まいの年金事務所・市区役所・町村役場に申し出ることによって60歳以降でも国民年金に加入することができる制度です。

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

日本医師・従業員国民年金基金

フリーダイヤル  **0120-700650**
FAX 03-5976-2210

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2F

こちらから検索いただけます

日本医師従業員 検索 検索

[ホームページ](http://www.jmpnpf.or.jp) <http://www.jmpnpf.or.jp>

国民年金基金のメリット

1. 税制上の優遇措置

掛金

掛金は **全額社会保険料控除** の対象となりますので **所得税、住民税が軽減** されます。

年金

受け取る年金にも **公的年金等控除** が適用されます。

遺族一時金

遺族一時金(A型およびI型)は全額が **非課税** となります。

2. 生涯にわたる給付

中途脱退されても65歳以降掛金に応じた年金が生涯にわたり給付されます。(A型・B型のみ)

税理士の方のご紹介で加入される方が増えております。

3. 自由な設計 (掛金上限月額68,000円)

年金額をいくらにするかは加入者が選べますし、収入に応じて途中で掛金を増減できます。受取りのための最低加入期間はありません。

掛金および年金額

●掛金(月額) ・ A型およびI型は遺族一時金が給付されるタイプです

(単位:円)

性別	給付の型	1口目		2口目以降		
		終身年金		終身年金		確定年金
		A型	B型	A型	B型	I型
男性		20,300	18,740	10,150	9,370	7,130
女性		23,570	22,890	11,785	11,445	7,130

●年金額(男女共通1口当たり)

(単位:円)

加入時年齢	加入期間	年金額(年額)男女共通				
		1口目		2口目以降		
		A型	B型	A型	B型	I型
60歳0月	60月	60,000			30,000	
61歳0月	48月	47,640			23,820	
62歳0月	36月	35,460			17,730	
63歳0月	24月	23,470			11,735	
64歳0月	12月	11,650			5,825	

※年金額は、加入時年齢(月単位)によって異なり、上記は65歳まで加入した場合のものとなります。

※加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。上記年金額は、年金額を計算する際の基礎となるもので、実際の年金額は100円単位(加入している全ての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

加入例

60歳の誕生月に、1口目としてA型、2口目以降でA型3口に加入した場合(加入期間60月)

65歳からの年金額(年額)

1口目 (A型)	60,000円	60,000円
2口目以降 (A型3口)	90,000円(30,000円×3口)	90,000円
合計		150,000円

※掛金額については上記「掛金(月額)」表をご覧ください。